

環境保全型農業支援事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 エコ農業・食料安全 G ☎ 0776-20-0419

★ 事業主体

農業者の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援する。

★ 対象とする要件等

1 対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

2 対象者となる農業者の要件

- (1) 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- (2) 持続的な農業生産に係る取組を実施すること
- (3) 環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと

3 支援対象活動

- (1) 化学肥料、農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動
 - ①全国共通取組（以下、主な取組抜粋）
 - ・有機農業（3,000～16,000円/10a）
 - ・堆肥の施用（5,000円/10a）
 - ・緑肥の施用（5,000円/10a）
 - ・総合防除（2,000～4,000円/10a）
 - ・炭の投入（5,000円/10a）
 - ②地域特認取組（以下、主な取組抜粋）
 - ・IPMと組み合わせた畦畔除草及び化学農薬不使用栽培の実施
 - ③取組拡大加算（4,000円/10a）：新規の農業者が有機農業を行う場合
 - ④土づくり技術を活用した持続可能な農法の推進
- (2) 環境保全型農業支援事業推進事務費
市町が行う（1）の取組面積の確認や交付事務等を支援

★ 財政支援措置

補助率：「3 支援対象活動」(1) ①～③ 国1/2、県1/4、市町1/4、④県1/2、市町1/2、(2) 国10/10、
事業期間：令和7年度～令和11年度

★ 留意事項等

対象農地：農業振興地域内、生産緑地地区内の農地

★ 過去の事例等

令和5年度取組面積：2,307ha（15市町）

稼ぐふくいの食品輸出拡大事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 流通販売課 流通販売 G ☎ 0776-20-0421

★ 事業主体

農林漁業者および食品製造事業者等

★ 事業の目的および概要

県産農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、加工食品等の製造・加工、流通等の施設、機器の整備を支援する。

★ 対象とする要件等

輸出先のニーズ、規制等に対応するために行う次に掲げる事業に要する経費

- 1 加工食品等の製造・加工、流通等の施設、機器の整備等
 - (1) 施設の新設（掛かり増し経費）および改修、機器の整備に要する経費
 - (2) 上記整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1／2以内

事業期間：令和6年度～10年度

福井の「食」の未来を支える食育推進事業（学校における食育活動の推進）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 食育・地産池消 G ☎ 0776-20-0417

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

子どもたちが日本（地域）の食文化への関心と理解を深め、普及と継承につなげるとともに、バランスの良い食生活を実践する力を身に着けるための食育を推進する。

★ 対象とする要件等

- ①小学生（小学3年生以上）、中学生を対象とした、地域の食材や食文化、和食等について学び、実践する授業等の実施
- ②小学生を対象とした、学校給食畑や生産現場・施設等を活用し、子どもたちと農業者等の交流を促す農業体験活動の実施

★ 財政支援措置

- ①補助率：補助上限事業費 20 千円／学級、補助率 1／2 以内
（ただし 1 学校につき 5 学級分を上限とする）
- ②補助率：補助上限事業費 50 千円／校、補助率 1／2 以内

事業期間：令和 6 年度～ 1 0 年度

みどりの食料システム戦略推進事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 エコ農業・食料安全 G ☎ 0776-20-0419

★ 事業主体

- 1 市町、2 農業者等、3 市町、県または市町もしくはその両方が参画する協議会

★ 事業の目的および概要

みどりの食料システム法に基づき策定した県基本計画（R5～R10）に沿い、有機農業をはじめとする環境調和型農業や化学肥料削減等による環境負荷低減に資する施策を推進する。

★ 対象とする要件等

- 1 新たに有機農業へ転換する農業者への必要経費の支援
 - ・令和7年度に初めて有機農業に取り組み、かつその面積を維持または拡大すること
 - ・令和9年度までにみどり認定を受けること
- 2 有機農業で使用する水田除草機等の購入費補助
 - ・事業実施年度の3年後までに有機農業（有機JASまたは県特別栽培認証区分①）の面積を拡大すること
- 3 モデル的有機農業先進地区創出
 - ア 構想の聴取
 - イ 試行的な取組の実施
 - ウ 実施計画の取りまとめ など

★ 財政支援措置

補助率 : 1 国 定額（20,000円/10a以内）
2 県 1/3
3 国庫10/10（事業主体当たりの補助上限10,000千円）

※継続年数に応じ減少

事業期間 : 令和5年度～令和7年度

有機米・特別栽培米給食推進事業

旧事業名：いちほまれ給食推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 流通販売課 食育・地産地消 G ☎ 0776-20-0417

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

福井県内で栽培された有機JAS米または特別栽培米（以下、「有機・特裁米」という。）を小中学校等の給食で提供し、子どもの頃から食べて親しむことで、地場産米の良さや環境に配慮した農業に対する関心を高め、一般家庭への普及および県内の消費拡大につなげることを目的とする。

★ 対象とする要件等

学校給食における米飯提供において、市町が、福井県学校給食会以外から購入する有機・特裁米と給食基準米との差額が生じた場合

★ 財政支援措置

補助率 県：上記差額の1/3以内

市町：有機・特裁米の価格と給食基準米の基準価格の差額のうち、県の負担を除いた部分

事業期間：令和6年度～10年度

スマートグリーン園芸推進事業

(旧事業名) スマート施設園芸拡大推進事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

農業生産者集団、農業生産法人、公社、JA等

★ 事業の目的および概要

ICTを活用した環境や生育データに基づく栽培管理に加え、環境に配慮した通年出荷型の大規模園芸施設を整備することで、年間を通して安定した収量・品質を確保するとともに、CO₂排出量の削減に寄与するとともに、既存施設や露地園芸への省エネ設備等の導入を行い、年間を通して安定した収量品質を確保し、園芸生産額を向上させる。

★ 対象とする要件等

- ①大規模園芸施設の整備
 - ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要領、産地基盤整備パワーアップ事業の交付等要綱のうち、「生産技術高度化施設」に定められたもの
- ②初期の経営安定化対策
 - ・初期の経営安定支援として、5年間の定額補助を行う（嶺南地域および隣接市町）
- ③省エネ設備等導入支援
 - ・燃油・電気等の使用量の削減を目的とした既存施設や露地園芸栽培への省エネ設備等の導入

★ 財政支援措置

補助率：①国1/2以内、県1/10以内（市町1/10以上）、②県1,000千円/年、
③県1/2以内または1/3以内
事業期間：令和6～令和10年度

★ 留意事項等

- ①大規模園芸施設の整備
 - ・強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業の交付等要綱で定める要件を満たすこと
 - ・その他、次の要件を満たすこと
年間の販売額が経営開始後5年後までにおおむね3,000万円以上となること、周年栽培を行うこと、環境に配慮した設備を導入すること、雇用者数を5人以上とすること
- ②初期の経営安定化対策
 - ・5年以内に5人以上雇用すること
- ③省エネ設備等導入支援
 - ・CO₂排出量またはエネルギー使用量を30%以上もしくは15%以上削減すること

★ 過去の事例等

H30実績 3市町、H31実績 1市町、R2実績 1市町、R3実績 1市町、
R4実績 1市町、R5実績 2市町

園芸産地広域拠点整備事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

J A等

★ 事業の目的および概要

広域で機能する集出荷拠点や種苗供給拠点を整備し、園芸産出額の拡大と園芸産地の競争力を強化する。

★ 対象とする要件等

園芸産地拠点の整備

- ・強い農業づくり総合支援交付金、産地基盤整備パワーアップ事業および新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の交付等要綱のうち「農産物処理加工施設」、「集出荷貯蔵施設」、「種子種苗生産関連施設」に定められたもの

★ 財政支援措置

補助率：国1/2以内、県1/10以内

国55/100以内、県10/100以内（新基本事業の場合）

★ 留意事項等

- ・強い農業づくり総合支援交付金、産地基盤整備パワーアップ事業および新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金の交付等要綱で定める要件を満たすこと

★ 過去の事例等

H28実績 2件

H30実績 2件

R 3実績 1件

夢あるふくいの園芸タウン拡大事業

(旧事業名) 夢あるふくいの園芸タウン育成事業

所管省庁等：農林水産省、福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

J A、生産者集団等

★ 事業の目的および概要

県、J A、市町等が連携して、スケールメリットを活かせる園芸タウンを整備し、栽培技術から販売まで集中してサポートすることで、新規就農者の定着と園芸産出額の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①【推進事業】園芸タウン協議会 | 協議会による品目や作型の実証 |
| ②【整備事業】リースハウス型 | ハウス団地の整備、共同利用機械の導入 |
| ③【整備事業】露地園芸型 | 播種、防除、収穫等の機械、育苗ハウス等の共有化 |

★ 財政支援措置

補助率：①県1/3以内
②国1/2、県1/10以内
③国1/2、県1/10以内
事業期間：令和7年度～10年度

★ 留意事項等

- ・販売額1か所1億円の産地を形成

★ 過去の事例等

R3実績	協議会設置	5か所
	タウン整備	2か所
R4実績	協議会設置	10か所
	タウン整備	4か所
R5実績	協議会設置	13か所
	タウン整備	4か所
R6実績	協議会設置	14か所
	タウン整備	5か所

地域農業確立支援事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 園芸振興課 経営体育成 G ☎ 0776-20-0431

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

農地集積・集約化に対する農地の出し手（地域等）への支援を行う。

1 機構集積協力金交付事業

(1) 機構集積協力金の推進、交付事務等

(2) 機構集積協力金の交付

- ・地域集積協力金：農地中間管理機構（以下、「機構」）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付
- ・集約化奨励金：機構からの転貸または機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して奨励金を交付

★ 対象とする要件等

地域集積協力金：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

集約化奨励金：「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が一定以上増加すること

※その他各種要件有り

★ 財政支援措置

補助率：機構集積協力金交付事業 定額
事業期間：平成26年度～令和7年度

★ 過去の事例等

R3実績	機構集積協力金交付事業	13市町
R4実績	機構集積協力金交付事業	11市町
R5実績	機構集積協力金交付事業	9市町
R6実績	機構集積協力金交付事業	6市町

未来に繋ぐふくいの農業応援事業

(旧事業名) 儲かるふくい型農業総合支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 経営体育成 G ☎ 0776-20-0431

★ 事業主体

農業生産法人、農業生産者集団等

★ 事業の目的および概要

スマート農業の実践や経営規模の拡大による水田農業の経営改善、園芸産地の拡大等、稼げる農業経営の実現に必要な農業用機械・施設の導入、地域に必要な担い手が営農を継続するために必要な取組みおよび新規就農者の育成・確保に向けた取組みを総合的に支援する。

①スマート農業

ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用した農業用機械等の導入に対する支援

補助率：1/2 以内 補助上限額：18,000 千円

②規模の拡大

・園芸・新規就農支援（実施主体：営農集団、認定農業者、認定新規就農者等）

園芸産地育成や水田園芸の拡大のため、野菜、果樹、花きの園芸に新たに取組む場合や規模拡大に必要な機械・施設等整備および畑地化に対する支援

支援内容：施設園芸整備 補助上限額：11,000 千円

露地園芸栽培機械 補助上限額：11,000 千円

越前水仙球根養成にかかる資材費等 補助上限額：1,466 千円

共同利用機械施設整備 補助上限額：18,333 千円

補助率：1/3 以内

・水田支援

経営規模を拡大するために必要となる農業用機械等の導入に対する支援

補助率：1/3 以内 補助上限額：10,000 千円

③産地の再生（実施主体：営農集団、認定農業者、認定新規就農者等）

産地再生のため、既存ハウス、栽培設備や園地造成等の再整備への支援

補助率：1/3 以内（市町 1/6 以上） 補助上限額：4,000 千円

④営農の継続

経営規模の拡大が困難な者の営農の継続に必要な農業用機械の導入に対する支援

補助率：1/6 以内 補助上限額：2,000 千円（ただし、市町の補助額を限度とする）

⑤新規就農者支援

経営発展支援タイプ（対象者：認定新規就農者（経営開始2年目まで））

経営開始にかかる設備投資の負担軽減を図るため、施設・機械等の導入を支援

補助率：国 1/2、県 1/4（経営開始資金受給者 5,000 千円、不受給者 10,000 千円）

★ 財政支援措置

事業期間：令和6年度～令和10年度

がんばれ特産産地！小さな農業応援事業

(旧事業名) 小さな農業チャレンジ応援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 園芸振興G ☎ 0776-20-0432

★ 事業主体

生産者、営農集団等

★ 事業の目的および概要

サトイモやウメ等既存産地を下支えしている小さな農家や女性グループ、集落営農組織等の新たなチャレンジに対して「ちょい足し」支援を行い、地域特産物の生産振興を図る。

★ 対象とする要件等

地域特産物の導入や規模拡大等の小規模農家が行う販売を目的とした新たなチャレンジに要する経費を支援

★ 財政支援措置

事業費：100千円～4,800千円

(補助上限額：個人1,200千円、集団2,400千円)

(最長2年間、事業主体ごとの補助は原則1回限り)

補助率：1/2以内

事業期間：令和7年度～10年度

新規就農者支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 園芸振興課 農業人材 G ☎ 0776-20-0433

★ 事業主体

認定新規就農者等

★ 事業の目的および概要

新規就農を目指す者が円滑に就農するため、就農にあたって必要な小農具、機械等の整備を助成し、就農初期の経営安定に向けて支援する

- ①経営開始資金 ②就農奨励金 ③県外出身者住宅確保支援
- ④小農具等整備支援

★ 対象とする要件等

県内で就農している認定新規就農者等

★ 財政支援措置

- ①助成額： 最大1,500千円/年（国10/10）（最大5年間）
- ②助成額： 非農家出身者 1年目 150千円/月、2年目 100千円、3年目 50千円
兼業農家出身者 1年目 150千円/月
専業農家出身者 1年目 50千円/月
- 補助率： 1/2
- ③補助率： 1/4（月額家賃限度額53千円）～R3：最大5年間、R4～採択：最大3年間
- ④補助率： 1/4以内（補助対象限度額1,000千円）

★ 留意事項等

- ・①は就農予定時年齢50歳未満、②、③は50歳以上60歳未満の者が対象となる
- ・②、③、④は、市町が県と同額を負担すること。

★ 過去の事例等

H30実績	13市町	R1実績	14市町	R2実績	14市町
R3実績	11市町	R4実績	14市町	R5実績	11市町
R6実績	10市町				

中山間地域等直接支払交付金事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

急傾斜や自然的条件による小区画、不整形等、平地に比べて農業生産条件が不利な中山間地域において農業生産活動を維持するために、協定に基づいた農業者等の活動に対して、支援する。

★ 対象とする要件等

対象地域： 特定農山村法等（9法）の指定地域および
知事が特認する農振農用地（※1）

対象行為： 集落協定に基づき、5年間以上継続される次の活動

- ① 農業生産活動（農地の維持管理、担い手の確保など）
- ② 多面的機能を増進する活動（景観作物の作付、周辺林地の管理など）
- ③ 体制整備のための前向きな取組
（ネットワーク化活動計画の作成）

対象者： 集落協定（※2）に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う
農業者等

★ 財政支援措置

補助単価： 10aあたりの単価

急傾斜農地 （傾斜：田 1/20 以上、畑 15° 以上）	水田 21,000 円、畑 11,500 円 [水田 16,800 円、畑 9,200 円]	[]は上記対象行為 の①と②のみを取組 む場合の単価
緩傾斜農地・小区画・不整形 （傾斜：田 1/100 以上、畑 8° 以上）	水田 8,000 円、畑 3,500 円 [水田 6,400 円、畑 2,800 円]	

補助率： 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

（知事特認の農地： 国 1/3 県 1/3 市町 1/3）

その他の加算措置： 棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、
集落機能強化加算（経過措置）、スマート農業加算

★ 留意事項等

- （※1）対象となる農用地は、農用地面積（畦畔、法面を含む）が1ha以上の団地、
または、共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の場合
- （※2）実施する集落は、集落の10～15年後を見据えた将来像および将来像を実現する
ための活動計画（集落マスタープラン）を作成する

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業）

（定住促進・交流対策型）（農山漁村イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）） 所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446
園芸振興課 園芸振興 G ☎ 0776-20-0432
水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436
森づくり課 森林活用 G ☎ 0776-20-0443
農地保全整備課 農地整備 G ☎ 0776-20-0457

★ 事業主体

都道府県、市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援

★ 対象とする要件等

地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備
（基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設）
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備
（簡易給排水施設等、農山漁村定住促進施設）
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備
（地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設）
- ④ その他農林水産省令で定める事業
（地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、地域住民活動支援促進施設、農地等補完保全整備、景観・生態系保全整備）
- ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務
（創意工夫発揮事業（地域が提案する事業）、農山漁村活性化施設整備附帯事業）

★ 財政支援措置

定額（ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10以内）

★ 過去の事例等

R2 年度採択 2 町（新規就農者研修施設、自然環境交流・活用施設）
R3 年度採択 1 市（直売所）
R4 年度採択 1 町（観光農園）
R6 年度採択 3 市（生産技術高度化施設、地域産物販売施設）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業）

（農泊推進型）旧農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446
水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

地域協議会（市町が参画）等

★ 事業の目的および概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るために、「農泊」地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援する。

※「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと

★ 対象とする要件等

1 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

①農泊推進事業

- ア 農泊の推進体制整備、地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げ、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等
- イ 過去に農泊推進事業を実施した地域において、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等

2 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

- ①農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備
- ②農家民宿等の小規模な改修

★ 財政支援措置

- 1. ①. ア 定額（上限 500 万円/年） 事業実施期間は 2 年間
- 1. ①. イ 定額（上限 250 万円/年） 事業実施期間は 2 年間
- 2. ① 1/2（上限 2,500 万円※） 事業実施期間は 2 年間

※遊休資産の改修：上限 5,000 万円、市町所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限 1 億円
② 1/2（上限 1,000 万円/経営者、上限 5,000 万円/地域）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業）

（創出支援型・産業支援型）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 農村ビジネス G ☎ 0776-20-0423

★ 事業主体

- ①地域資源活用・地域連携推進支援事業：農林漁業者等
- ②地域資源活用価値創出整備事業：農林漁業者等
- ③地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業：市町

★ 事業の目的および概要

農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する取組みを支援する。

★ 対象とする要件等

- ①農林漁業者等が行う新商品開発および販路開拓の実施や2次・3次産業と連携した加工・直売の連携に要する経費
- ②農林漁業者等が行う農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設整備に要する経費
- ③市町による6次産業化等に関する戦略の策定、人材育成研修会の開催等に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：①国 1/2以内（上限500万円、事業実施期間は2年以内）
②国 3/10、1/2以内
③国 10/10以内

★ 過去の事例等

（実績）

R4年度	① なし	② 1市町1件	③ なし
R5年度	① なし	② なし	③ なし
R6年度	① なし	② なし	③ なし

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町、地域協議会等

★ 事業の目的および概要

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援する。

★ 対象とする要件等

中山間地域における複数集落を対象に、地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援（事業実施期間 最大5年間）

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組や省力機械の導入等にかかる経費
- ② 粗放的利用の取組にかかる経費
- ③ 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備にかかる経費
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置にかかる経費

★ 財政支援措置

- ① 定額（上限1,000万円/年）
- ② 定額（上限10,000円/10a 又は上限5,000円/10a ※営農定着のための支援として最大3年）
- ③ 5.5/10（上限1,000万円/年）
- ④ 定額（上限250万円/年）

★ 留意事項等

- ・地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること
- ・農用地保全の取組を行う場合には、粗放的利用の取組を1つ以上行うこと
- ・農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- ・5年間耕作又は粗放的利用を実施すること
- ・農用地保全に必要な基盤整備の対象農用地は、土地利用構想に位置づけされた範囲とし、再生利用が可能な荒廃農地および当該農用地と一体的に整備する必要がある農用地を含むこと。

★ 過去の事例等

R4年度採択 1町

農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）

（農村RMOモデル形成支援）

所管省庁：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町、地域協議会等

★ 事業の目的および概要

農村RMOの将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、農村RMO形成につながる各種取り組み等を支援する。

★ 対象とする要件等

- ① 将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取り組み等にかかる経費
- ② 遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取り組みにかかる経費

★ 財政支援措置

補助率：①国 10/10（上限3,000万円、1,000万円（年基準額）×事業年数
事業実施期間は3年間）

②国 10/10（上限200万円、事業実施期間は1年間）

事業期間：令和4年度～令和8年度

鳥獣害のない里づくり推進事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

推進事業：市町鳥獣害対策協議会

整備事業：市町鳥獣害対策協議会またはその構成員（試験研究機関を除く）

★ 事業の目的および概要

野生鳥獣による被害の深刻化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

★ 対象とする要件等

推進事業：研修会の開催、捕獲檻・わなの導入、生息調査、緩衝帯の整備 等

整備事業：侵入防止柵等の被害防止施設・処理加工施設・焼却施設の整備 等

★ 財政支援措置

補助率：推進事業 定額、国1/2以内

整備事業 定額、国1/2以内（中山間地域は5.5/10）

★ 留意事項等

- ・被害防止計画が作成されていること、または作成されることが確実に見込まれること
- ・個体数調整、被害防除および生息環境管理のうち複数の取組が行われていること、または確実に見込まれること
- ・整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること
- ・整備事業を実施する場合は、施設の耐用年数が一定年数を超えるものとする
- ・整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること

★ 過去の事例等

R4に実施した市町等数

推進事業：12市町協議会等

整備事業：6市町協議会

R5に実施した市町等数

推進事業：12市町協議会等

整備事業：7市町協議会

R6に実施した市町等数

推進事業：12市町協議会等

整備事業：11市町協議会

鳥獣害のない里づくり推進事業（電気柵等、ネット柵、金網柵、捕獲檻）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な地域ぐるみの防除・駆除対策の実施に対して助成を行う。

★ 対象とする要件等

- 1 市町鳥獣害対策協議会が実施する次に掲げる事業に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助の対象となる経費
 - (1) 緊急防止対策（経年劣化等による更新含む）事業
 - ア 電気柵等の整備（資材）
 - イ ネット柵の整備（資材および設置にかかる経費）
 - ウ 金網柵の整備（資材および設置にかかる経費）
 - エ 侵入防止グレーチングの整備（資材および設置にかかる経費）
- 2 市町が行う事業に要する経費
 - (1) 緊急防止対策事業
 - ア 捕獲檻の整備

★ 財政支援措置

補助率

- | | |
|-------------|---|
| ①電気柵等 | 1/3 以内（中山間地域の高齢化が進んだ集落は1/2 以内） |
| ②ネット柵 | 1/2 以内 |
| ③金網柵 | 定額、1/2 以内（中山間地域は5.5/10） |
| ④侵入防止グレーチング | 1/2 以内
（ただし、設置型は上限額500千円、施工型は上限額2,000千円） |
| ⑤捕獲檻 | 1/2 以内 |

★ 留意事項等

- ・電気柵およびネット柵については、市町が1/6以上の経費を負担すること
- ・電気柵およびネット柵等を設置する地域（集落等）においては、野生動物が里地に近寄りにくい環境づくりを目指すため、「山ぎわ」の見通し改善にも取り組むこと
- ・ネット柵の規格は、地面からの高さ（柵高）2m以上とし、イノシシおよびシカの侵入を防ぐものとして、イノシシおよびシカの衝突に対し十分耐え得るものであること
- ・ネット柵に使用するネットは非金属性とし、原則として県産品とすること
- ・金網柵は鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件に合致しないものであること
- ・整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること

★ 過去の事例等

R6に実施した市町等数

電気柵等：12市町協議会、ネット柵：4市町協議会、捕獲檻：2市町

鳥獣害のない里づくり推進事業（有害獣捕獲）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

農林業被害や、山ぎわ・奥山の自然環境破壊をもたらしているシカ・イノシシ・サル等の野生鳥獣の捕獲を行う市町に対して、その経費を補助し、捕獲による個体数調整を推進することによって、鳥獣害の軽減を図る。

★ 対象とする要件等

市町長が実施する有害獣捕獲および特定外来生物防除にかかる経費

○有害獣捕獲経費：有害捕獲隊員報償費、捕獲獣処理手数料、有害捕獲隊員傷害保険料、捕獲処理作業委託費、捕獲処理関連器具使用料金

○特定外来生物防除経費：捕獲従事者報償費、獣医師による安楽死処置手数料・捕獲物処理手数料、有害従事者傷害保険料、防除処理作業委託費、防除処理関連器具使用料金

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内、一部定額

<上限額> シカ成獣① 13,000円/頭（9,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内）
シカ成獣② 12,500円/頭（8,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内）
シカ成獣③ 12,000円/頭（7,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内）
シカ幼獣 5,500円/頭（1,000円/頭まで定額、それ以上は1/2以内）
イノシシ成獣 7,000円/頭 イノシシ幼獣 3,000円/頭
サル、クマ 7,000円/頭 ハクビシン、ヌートリア 3,000円/頭
アライグマ 5,000円/頭 カラス 200円/羽

※シカ成獣①（食肉処理施設において搬入確認した場合）

シカ成獣②（焼却施設、減容化施設において搬入確認した場合）

シカ成獣③（シカ成獣①、②以外の場合）

※シカ成獣のうち、誘引捕獲で捕獲された個体には2,500円/頭加算

★ 留意事項等

- ・捕獲した場合のみ補助対象とする。
- ・クマについては、毎年11月15日から翌年2月15日までの期間に有害獣捕獲により捕獲された個体は、補助対象に含めない。ただし、鳥獣保護区等の狩猟禁止地域において有害獣捕獲を行った場合はこの限りでない。

★ 過去の事例等

捕獲頭数（補助対象分）

R3：13,453頭

R4：15,287頭

R5：15,895頭

鳥獣害のない里づくり推進事業（獣肉の利活用促進）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

- ①市町
- ②市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲従事者の士気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから、シカやイノシシなどの獣肉の利活用を促進するため、学校等の給食や調理実習等その他市町または市町鳥獣害対策協議会が実施する獣肉普及の取り組みにおける獣肉の利用に関する経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- ①学校等の給食や調理実習等の獣肉普及の取り組みにおける獣肉の利用に関する以下の経費
 - ・食材（獣肉）の購入費
 - ・食材（獣肉）・獣肉加工品の食中毒に関する微生物・放射性物質の検査手数料
- ②捕獲個体の解体作業や食肉加工ができる施設・設備の整備にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率：① 1/2 以内

② （１）と（２）を合わせた額以内

（１）国：補助対象経費に 1/2（中山間地域※ 2 にあつては、5.5/10）を乗じた額と上限単価（24.8 万円/m²）に整備する施設の延べ床面積を乗じた額の低い方の額

（２）県：（１）に 1/5 を乗じた額

★ 留意事項等

- ・提供する料理・加工品には、福井県内で捕獲された獣肉（シカ肉またはイノシシ肉）を使用すること
- ・使用する獣肉・加工品原材料の獣肉は、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可を受けた施設で処理された精肉であること
- ・給食の提供や調理実習等その他の取り組みの実施時に、児童生徒および保護者等に対し、鳥獣害の現状・獣肉の栄養成分・精肉処理の工程・微生物検査結果等に関する情報を提供すること

鳥獣害のない里づくり推進事業（サル捕獲対策支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

サルによる農作物被害および家屋への侵入や人への威嚇などの生活環境被害の防止、サルの群れの行動の把握、住民の追い払い活動の推進のため、市町等が実施する悪質なサル等の捕獲に要する経費について、その一部を助成する。

★ 対象とする要件等

市町がサル対策のための地域実施計画を策定していることを条件に、市町または市町鳥獣害対策協議会が行う専門的な知識・技術が必要なサルの捕獲に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内

★ 留意事項等

- ・福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、市町が策定したサル対策のための地域実施計画に位置づけられた事業であること
- ・当該事業により捕獲したサルは、鳥獣害のない里づくり推進事業（有害獣捕獲）補助金の対象外とすること

★ 過去の事例等

R4：5市町協議会
R5：7市町協議会
R6：4市町協議会

鳥獣害のない里づくり推進事業 (集落間の合意形成による鳥獣害対策実践事業)

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

近接する集落との合意形成を経て、協働して鳥獣害対策を実施する集落または複数集落による連合体

★ 事業の目的および概要

人口減少や高齢化が進み、個々の集落で鳥獣害対策を実施していくことが困難となっていることから、合意形成のもと集落が連携して鳥獣害対策を実施する集落や複数集落による連合体に対し、その対策に係る経費を支援し、将来にわたり鳥獣害対策を継続させる仕組みの構築を図る。

★ 対象とする要件等

鳥獣害対策に関する集落の連携に関する合意形成が行われた集落または複数集落による連合体に対し、協働作業として実施される対策に必要な費用に対し支援（原則、国庫補助の対象にならないもの）

（補助対象）

- ・住民が直接作業を行う侵入防止柵等の整備において、作業時に使用するバックホウなど重機等の借上げ費用等
- ・住民が侵入防止柵や緩衝帯の維持管理作業に必要な草刈り機の購入費用等
- ・住民によるサルなどの有害獣追い払い、追い上げに使用する電動エアガンおよびBB弾等の購入費用
- ・その他県が支援対象と認める費用等

★ 財政支援措置

補助額：1集落当たり上限300千円（定額）

★ 留意事項等

事業の申請に当たっては、鳥獣害対策を協働して実践することの合意形成が成立したことを示す集落等代表者の合意書の提出が必要

★ 過去の事例等

- R4：5集落群（全49集落）
- R5：11集落群（全56集落）
- R6：15集落群（全42集落）

鳥獣害のない里づくり推進事業（猟銃所持経費支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室 ☎ 0778-23-4507

★ 事業主体

市町、市町鳥獣害対策協議会

★ 事業の目的および概要

シカ、イノシシ等の大型獣の効率的かつ安全な捕獲を行うため、猟銃の所持にかかる費用（狩猟免許、猟銃用火薬譲受許可、鉄砲所持許可等）に対して支援することにより、猟銃を使用することができる有害捕獲隊員を確保する。

★ 対象とする要件等

新たに猟銃を所持する場合に要する経費について、市町が補助する場合における当該補助の対象となる経費について補助する。

ただし、新たに銃器の使用を許可されることが確実と見込まれ、市町が編成する有害鳥獣捕獲隊員または鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として活動することが確実である者とする。

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内

★ 過去の事例等

R4：3市町協議会等

R5：3市町協議会等

R6：2市町協議会等

中山間総合対策支援事業（担い手支援対策）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

中山間地域の農業の担い手を確保するため、新規担い手の初期経費を支援する。

★ 対象とする要件等

中山間地域の新規担い手が営農に必要な機械や施設の導入、肥料・農薬・苗代の購入、新規営農組織の設立等に要する経費、大型特殊免許取得費用 等

★ 財政支援措置

補助率：1/3以内（ただし条件不利地等は1/2以内）

事業期間：令和4年度～令和8年度

★ 留意事項等

・条件不利地：1/20以上の急傾斜農地が全体の過半を占める集落等

★ 過去の事例等

R4実績：23件

R5実績：23件

R6実績：28件

中山間総合対策支援事業（営農省力化支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

中山間地域では平場の水田と比べて区画が小さく、作業効率が悪い。そこで ICT 等新技术を導入し、超省力化を進めることで、中山間地域の担い手の労務負担を軽減する。

★ 対象とする要件等

農林漁業者等が行う、営農および農地の維持管理作業を省力的に行うために必要な機械等の導入に要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1/2以内

事業期間：令和4年度～令和8年度

★ 過去の事例等

R4実績：17件

R5実績：18件

R6実績：16件

中山間総合対策支援事業（農業サポートセンター機能強化支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町等

★ 事業の目的および概要

各市町に設置されている農業サポートセンターにおいて、中山間地の農作業受委託の調整に加えて新たに、中山間地域の農作業をサポートする農業ねこの手クラブの運営や、担い手に農地を集約する計画について話し合う集落戦略作成のサポート、農地の利用権設定に係る相談対応などの業務を拡充することで、農業サポートセンターを中山間の営農支援ワンストップ窓口として整備する。

★ 対象とする要件等

市町が設置する農業サポートセンターが行う次の事業に要する経費

- ① 農作業受委託促進事業
- ② サポートセンター活動支援事業
- ③ 機能拡充支援事業

★ 財政支援措置

補助率：① 定額
② 1/2 以内
③ 1/2 以内

事業期間：令和4年度～令和8年度

★ 過去の事例等

R6に実施した市町等数

- ① 14市町
- ② 11市町
- ③ 1市町

「福井百歳やさい」魅力向上事業

(旧事業名) 次世代へつなぐ伝統やさい支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

営農集団等

★ 事業の目的および概要

本県で100年以上前から栽培される「福井百歳やさい」の直売所への出荷促進を図り、消費者や生産者に魅力や価値が伝わるような加工品の開発、PR等を行う。

★ 対象とする要件等

- ・「福井百歳やさい」の生産の維持・拡大・出荷促進に向けた取り組みに必要な経費
- ・「福井百歳やさい」の県内消費拡大に向けた加工品開発・広報等に必要な経費

★ 財政支援措置

事業費上限： 400千円（補助金上限200千円）
補助率： 1/2
事業期間： 令和6年度～令和8年度

★ 留意事項等

事業主体は、令和9年度までに直売所等への販売額を概ね10%以上増加すること

農村発イノベーション推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 農村ビジネス G
中山間農業 G

☎0776-20-0423
☎0776-20-0446

★ 事業主体

- ①チャレンジ支援：農林漁業者等
- ②整備支援：農林漁業者等
- ③販路開拓支援：6次産業化に取り組む農林漁業者等

★ 事業の目的および概要

農林漁業者と多様な事業者の連携を促し、農林水産物等の農村資源を活用した加工や体験等のコンテンツ強化を進めることで農村全体の魅力を高め、農村への誘客を促進する。

★ 対象とする要件等

- ①農山漁村資源を活用した新たな景観地づくりや特産品、メニューの開発等、農山漁村の魅力向上に繋がる新たなチャレンジに要する経費
- ②農林水産物に加え、農村の景観や文化、伝統等の農村資源を活用した加工・体験施設、農家民宿、農家レストラン等の運営に必要な施設、機械、リノベーション等の整備に要する経費
- ③農林漁業者が自ら開発した加工品の県外における販路開拓に要する経費

★ 財政支援措置

補助限度額：① 1,000千円
② 10,000千円
③ 150千円
補助率：① 1/3以内
② 1/3以内
③ 1/2以内
事業期間：令和6年度～令和10年度

★ 留意事項等

②については、事業で支援した機械、施設を用いて、体験メニューの提供を行うこと。
なお、加工に必要な機械および施設整備については、直売所等の農村の魅力発信につながる施設で商品の販売を拡大すること。

★ 過去の事例等

R6実績（見込み） ① 9件 ② 14件 ③ 2件

農山漁村交流人口拡大施設整備事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎ 0776-20-0446

★ 事業主体

市町等

★ 事業の目的および概要

道の駅等の交流拠点施設を軸として、高速交通体系の整備を機に増加が見込まれる観光客を農山漁村に呼び込み、回遊するための施設等整備を支援することで、園芸の拡大や交流人口の拡大につなげる。

★ 対象とする要件等

農産物の収穫等体験に必要な施設および生産基盤等の整備〈観光農園等〉

- ・社会資本整備総合交付金等の要綱、要領等で定める要件を満たすこと
- ・年間の販売額が経営開始後5年後までにおおむね3千万円以上となること

★ 財政支援措置

補助率：1／10以内（上限あり）

事業期間：令和2年度～

★ 過去の事例等

R2：1町（イチゴ観光農園）

R3：1町（イチゴ観光農園）

R4：1町（イチゴ観光農園）

ふくいワイン生産拡大事業（ふくいワインスタートアップ支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎0776-20-0446

★ 事業主体

ふくいワインカレッジ修了生および修了見込のある者、市町等

★ 事業の目的および概要

中山間地域等の農村の活性化や振興を目的に、福井県産ブドウを使用したワインの生産等にかかる費用を支援し、ふくいワイン（福井県で収穫したブドウを85%以上使用し、福井県で醸造したワイン）の生産量の増加をめざす。

★ 対象とする要件等

- ・ ワイン用ブドウの栽培スタートアップ
取り組み年度から起算して2年以内に、ワイン用ブドウを新たに10a～30a作付する計画がある者
- ・ 委託醸造
取り組み年度から起算して3年以内に、ふくいワインを2KL以上醸造する計画がある者
- ・ ふくいワインの販売促進等
本取り組みによりふくいワインにかかる販売額が、取り組み年度から起算して3年以内に1.1倍以上の増加を目指す者

★ 財政支援措置

補助率：1/3以内（補助金上限500千円）

事業期間：令和7年度～令和11年度

ふくいワイン生産拡大事業（ワイナリー整備支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部中山間農業・畜産課 中山間農業 G ☎0776-20-0446

★ 事業主体

ふくいワインカレッジ修了生、またはワイン生産において一定の技能を有する者

★ 事業の目的および概要

中山間地域等の農村の活性化や振興を目的に、福井県産ブドウを使用したワインの生産のためのワイナリー整備にかかる費用を支援し、ふくいワイン（福井県で収穫したブドウを85%以上使用し、福井県で醸造したワイン）の生産量の増加をめざす。

★ 対象とする要件等

- ・ワイナリー建設の翌年度から3年以内に、ふくいワインを年間2キロリットル以上生産する見込みがあること。
- ・農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出整備事業等の国の事業の採択を受けること。

★ 財政支援措置

補助率：1/10以内（上限あり）

事業期間：令和4年度～

★ 過去の事例等

R4：1件

米粉普及拡大推進事業（ソフト支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 農村ビジネス G ☎0776-20-0423

★ 事業主体

農林漁業者等

★ 事業の目的および概要

米粉の消費を拡大し、農家の加工用米の増産とそれに伴う所得向上を図るため、農林漁業者等が取り組む県産米粉を活用した商品開発を支援する。

★ 対象とする要件等

- 1 県産米粉を使用した商品開発であること
- 2 地域の農林水産業の活性化に繋がる内容であること
(補助対象)
県産米粉を活用した新商品開発、試作にかかる経費

★ 財政支援措置

補助率：1/3以内

事業期間：令和5年度～令和7年度

意欲あるふくい畜産支援事業

旧事業名：畜産経営基盤強化支援事業

所管省長等庁等：福井県

県主管課：農林水産部 中山間農業・畜産課 畜産振興 G ☎0776-20-0439

★ 事業主体

畜産農家、耕種農家等

★ 事業の目的および概要

県産ブランド畜産物の生産拡大のため、大規模経営体の育成と企業の誘致を進めるとともに、ICT 関連機械等の導入を支援し、省力化・効率化を図る。また、飼料高騰対策として、自給飼料生産拡大に係る機械導入を支援し、輸入に頼らない持続可能な畜産経営を目指す。

★ 対象とする要件等

- 1 大規模畜産施設整備（国庫活用枠）
 - 県内農家規模拡大・・・県産ブランド畜産物の生産拡大のための施設整備等
生産奨励（県産ブランド畜産物にかかる家畜導入経費の支援）
 - 県外企業誘致・・・県外企業の畜産関連施設整備等
生産奨励（県産ブランド畜産物にかかる家畜導入経費の支援）
U・I ターン者雇用に対する支援
- 2 県産ブランド畜産物の経営規模拡大にかかる施設整備等
- 3 自給飼料生産拡大または利用拡大に必要な機械の導入
- 4 ICT 関連機械の導入に伴う施設整備等

★ 財政支援措置

- 1 大規模畜産施設整備（国庫活用枠） 補助率 2/3 以内（国 1/2、県 1/6）
生産奨励 定額 素牛 6 万円/頭、繁殖母豚 1 万円/頭
U・I ターン者雇用奨励金 定額 50 万円/人 1 企業あたり 2 人までとする
- 2 ブランド生産拡大 補助率 1/3 以内（補助上限：12,000 千円）
- 3 自給飼料生産拡大 補助率 1/3 以内
- 4 スマート畜産 補助率 1/3 以内（補助上限：4,000 千円）

★ 留意事項等

- 1 大規模畜産施設整備の飼養頭数は若狭牛 100 頭以上、乳用牛 40 頭以上、ふくいポーク 600 頭以上規模とする
- 2 ブランド生産拡大は県産ブランド畜産物の飼養頭羽数、年間生産量を 1 割以上増やすこと
- 3 自給飼料生産拡大は生産物を県内畜産農家に販売すること

多面的機能支払交付金事業

旧事業名：農地・水保全管理支払交付金

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 農村振興課 農村環境 G ☎ 0776-20-0453

★ 事業主体

活動組織

★ 事業の目的および概要

農業・農村の多面的機能を発揮するため、地域の活動組織が行う活動（農地維持活動・地域資源の向上活動）に対して支援する。

★ 対象とする要件等

- 農地維持支払 対象地域： 農振農用地等（※1）
対象行為： 農地を維持する基礎的な保全活動（水路の草刈り、泥上げ等）および多面的機能を維持する地域活動
対象者： 農業者または農業者および地域住民等で構成する活動組織
- 資源向上支払 対象地域： 農振農用地等（※1）
対象行為： （共同活動）地域資源の質的向上を図る活動（水路等の軽微な補修、環境保全等）
（長寿命化）施設の長寿命化対策等
対象者： 農業者および地域住民等で構成する活動組織

★ 財政支援措置

基本単価： 10aあたりの単価

農地維持支払	水田 3,000 円、畑 2,000 円、草地 250 円	(※2)
資源向上支払 (共同活動)	水田 2,400 円、畑 1,440 円、草地 240 円 [水田 1,800 円、畑 1,080 円、草地 180 円]	[]は継続地区(※3)
資源向上支払 (長寿命化)	水田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円	

補助率： 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

★ 留意事項等

- (※1) 農振農用地以外の農地については、各市町ごとに方針が異なる
(※2) 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は基本的に両方に取組むこと
(※3) 継続地区は本事業の活動に5年以上取り組んでいる組織または資源向上支払（長寿命化）を実施している組織

なお、別途、活動内容によって、加算等の措置がある

田んぼダム利活用促進事業

所管省庁等：農林水産省

県主管課：農林水産部 農村振興課 農村環境 G ☎ 0776-20-0453

★ 事業主体

市町、土地改良区

★ 事業の目的および概要

近年多発する大雨災害時の浸水被害リスクを低減させる流域治水の一環として、水田の持つ雨水貯留能力を高める「田んぼダム」の導入を促進するための整備費を支援する。

★ 対象とする要件等

- 1 田んぼダムを導入するための整備費
 - (1) 排水柵（流量調整板を含む）の設置工事
 - (2) 畦畔（溝畔）の補強工事
 - (3) 排水路の整備工事
 - (4) 流量調整板の購入・設置
- 2 事業要件
 - ア 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
 - イ 総事業費 200 万円以上、農業者数 2 名以上、農振農用地
- 3 対象地域（下記の①は必須、②③④のいずれか 1 つ）
 - ① 地域計画が策定された地域内の農地
 - ② 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系（当該年度中に策定・公表見込を含む）
 - ③ 治水協定の締結が完了している水系（当該年度中に締結見込みを含む）
 - ④ 地方自治体が策定・締結の防災計画・協定に位置づけたもの（当該年度中の見込み含む）

★ 財政支援措置

補助単価（補助率）：（国）定額もしくは定率（1/2） ・ （県）定率（1/2）

(1) 排水柵の設置工事	定額 4 万円/箇所	流量調整板を含む
(2) 畦畔（溝畔）の補強工事	定額 1, 450 円/m	
(3) 排水路の整備工事	定額 2. 2 万円/mまたは定率	
(4) 流量調整板の購入・設置	定額 300 万円/地区まで	(※1) ソフト事業

★ 留意事項等

(※1) ソフト事業は、周辺地域への普及・啓蒙活動と関連した(1)～(3)の整備が必要

農山漁村地域整備交付金（海岸環境整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が100,000千円以上のもの（⑦に関するもの県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上）
- ③海岸保全区域のうち周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等がある地域、またはそれらが計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、照明および緑地・広場等その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設もしくは改良を行う事業
- ④広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を生かした自主的・戦略的取り組みを推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定および③に定めた施設等の新設または改良を行う事業
- ⑤浸食傾向が著しいため、海岸保全施設のみでは前浜の回復もしくは環境維持が困難である海岸または海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸
- ⑥自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う事業
- ⑦海水浴等海岸利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う階段工、植栽工および安全情報伝達施設を整備する事業

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/3 県 未定（市町 未定）

★ 過去の事例等

小浜市小浜塩竈（小浜漁港海岸）H15～H23
福井市茱崎町（茱崎漁港海岸）H12～H21
高浜町若宮（高浜漁港海岸）H 8～H20

農山漁村地域整備交付金（海岸耐震対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実情に応じて緊急的に実施する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
- ③一連の防護区域内に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設がある地区）を有する海岸で、朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、または大規模地震が想定される地域で甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
- ④海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 未定（市町 未定）

農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

漁業の根拠地であるとともに漁業者を含めた地域住民の生活の場となっている漁村においては、水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の生産基盤と生活環境施設の総合的な整備が行われてきた。しかしながら、漁場環境の悪化、漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下しており、地域が主体となった活力ある漁村の再生を進めることが喫緊の課題となっている。

このような課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 漁港施設整備：外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の整備
- ・ 漁場造成：魚礁、増殖礁及び養殖場の整備
- ・ 水域環境保全創造：水域環境保全
- ・ 漁港環境施設整備：緑地、防災施設、その他施設
- ・ 漁業集落環境：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編及び用地整備
- ・ 地域創造型整備：事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備

採択要件

- ・ 地区要件：漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港及びその背後漁業集落並びにこれらの周辺の漁場
- ・ 事業費要件：漁港の整備に係る全体事業費は、100百万円以上1,200百万円以下
- ・ 事業期間：漁村再生計画の計画期間はおおむね6箇年以内

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 0～35/100（市町 15/100～50/100）

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「漁村再生計画」に基づいていること

★ 過去の事例等

福井市「漁村再生事業 白浜(国見)漁港 地区名：白浜(国見)地区」(H24～R2)
敦賀市「漁村再生事業 浦底漁港 地区名：浦底北部地区」(H21～H27)

農山漁村地域整備交付金（高潮対策事業、侵食対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

高潮、波浪または津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態および背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第 40 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
- ②総事業費が、100,000 千円以上のもの
- ③高潮、波浪、津浪による被害が発生する恐れが大きい海岸で、1km 当たりの防護面積が 5ha 以上または防護人口が 50 人以上であること
- ④海岸法第 2 条の 3 第 1 項の海岸保全基本計画などに基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11 第 2 の 4 に規定する事業計画が策定されている地区であること

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 未定（市町 未定）

農山漁村地域整備交付金（水域環境保全創造事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着底基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設）並びにこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ・たい積物除去、底質改善（耕うん）

採択要件

- ・計画事業費が一事業につき1千万円以上のもの

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 1/4 （市町 1/4）

★ 過去の事例等

坂井市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H17～H27、R1～）

越前町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H17～H27、R1～）

小浜市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H17～H27、R1～）

おおい町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H17～H27、R1～）

農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

津波または高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保および避難対策を促進する。

★ 対象とする要件等

- ①海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施する事業
 - ②地域防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること
 - ③総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上のもの
 - ④朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、または大規模地震が想定される地域で甚大な津波、高潮被害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
 - ⑤事業計画に従って実施される事業であり、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること
 - ⑥住民などの津波・高潮からの避難を促進する次の事業
 - (1) 水門などの自動化・遠隔操作化および改修など
 - (2) 堤防等海岸保全施設の破堤防止、局所的な未整備個所の整備、排水工の整備
 - (3) 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査等）
 - (4) 津波・高潮等観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
 - (5) 防災ステーション、管理用・避難用通路、漂流物防止設備の整備
- ※ただし(3)については上記(1)、(2)、(4)、(5)と併せて実施すること。

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 県 未定（市町 未定）

農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

新しい海洋秩序の時代に対処し、我が国水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るためには、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進していく必要がある。このため、漁業集落の環境整備を実施し、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資そうとするものである。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・衛生関連施設整備：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、用地整備
- ・防災関連施設整備：漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編、用地整備

採択要件

- ・対象集落要件：
 - ①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落
 - ②漁港背後以外の漁業依存度又は漁家比率第1位の漁業集落（漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限る）
 - ③大規模地震対策措置法第3条の規定により指定された地震対策強化地域に立地する集落。（防災関連施設に限る）
 - ④南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する集落（防災関連施設に限る）等
- ・人口要件：対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であること。ただし、離島地域、辺地地域、振興山村、過疎地域、沖縄、奄美群島の各地域においては、人口50人以上5,000人以下の漁業集落であること。
- ・事業費要件：総事業費は、3,000万円以上とする。漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満でも可。等

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 20~25/100※（市町 25~30/100）

※漁業集落道（道路、附属施設）、水産飲雑用水施設（上水道普及率が100%となる場合）、集落排水施設（下水道接続率が事業完了後3年以内に80%以上となる場合）、防災安全施設、土地利用高度再編整備、地域資源利活用基盤施設、用地整備（排水処理施設用地）の新設・改良等の事業の場合

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「事業計画書」に基づいていること

漁港施設機能強化事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

近年、低気圧や台風の大型化、潮位の上昇等自然条件の変化により、全国各地で被害が発生しているところであるが、漁港においても、高潮、波浪の越波等による漁船や養殖施設等水産関係施設の被害、漁港施設用地や背後集落への浸水被害等により、漁業活動に重大な影響が及んでいる。

このため、漁港における高潮・波浪対策として、近年の気象データや観測値に基づく沖波や潮位に対応した防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化にかかる整備を推進する。

また、大規模地震等の発生危険地域や過去に津波被害が発生した地域等において、漁港及び背後集落の安全確保のための避難施設・避難路の整備、地震・津波に対応した外郭・係留施設の機能強化整備を推進する。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ・高潮、波浪対策
- ・地震、津波対策

採択要件

- ・1地区あたりの計画事業費が、
 - ①漁港施設機能診断事業にあつては2千万円以上のもの
 - ②漁港施設機能強化事業にあつては5千万円以上20億円未満のもの
- ・高潮、波浪対策については、近年の高潮、波浪の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設及現況の設計諸元が不足していることが要因となり、安全性に問題が生じている漁港。
- ・地震、津波対策については、過去に地震や津波による被害が発生した地域等に立地する漁港。

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 33/100 (市町 17/100)

★ 留意事項等

管理している漁港を複数まとめて1地区として事業を実施することが可能。

★ 過去の事例

福井県「機能強化事業 越前漁港 越前地区」(H26 ~ H29)

水産環境整備事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図ることを目的とする。

広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を推進する。

★ 対象とする要件等

事業内容

- ① 魚礁、増殖場
- ② 堆積物の除去、底質改善（耕うん）、藻場の整備

採択要件

①の事業

- ・計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの
- ・受益戸数が200戸以上であるもの

②の場合

- ・計画事業費が一事業につき1千万円を超えるもの

★ 財政支援措置

補助負担割合

- | | | | | | | |
|------|---|-----|---|-----|----------|--------|
| ①の事業 | 国 | 3/6 | 県 | 2/6 | (市町 1/6) | (魚礁) |
| ②の事業 | 国 | 1/2 | 県 | 1/4 | (市町 1/4) | (海底耕耘) |

★ 過去の事例等

底質改善（耕うん）においては、平成17年度から平成27年度まで農山漁村地域整備交付金（水域環境保全創造事業）で実施あり。

坂井市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H28～H30）

越前町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井北地区」（H28～H30）

小浜市「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H28～H30）

おおい町「小規模漁場保全事業（海底耕耘） 地区名：福井南地区」（H28～H30）

水産物供給基盤機能保全事業（ストックマネジメント事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

漁港管理者（市町）、漁場施設管理者

★ 事業の目的および概要

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、これまで総合的かつ計画的に漁港施設を整備してきたが、年数経過とともに老朽化・更新を必要とする施設が増加してきたため、施設管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画の策定（施設の機能診断を含む。）及び保全工事（コスト縮減の観点から、耐震・耐波性能の確保対策をあわせて実施することが可能。）

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・漁港施設：外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設、漁獲物の処理・保蔵及び加工施設（水産物の衛生管理に対応したものに限る。）
- ・漁場施設：増殖場（消波施設及び中間育成施設に限る。）、養殖場（消波施設及び区画施設に限る。）

採択要件【下記の①～④の要件を満たす地区】

- ①計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの
- ②第1種又は第2種漁港であっては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかの要件を満たすもの
 - ・登録漁船隻数若しくは利用漁船隻数の実隻数が50隻程度以上
 - ・陸揚金額が1億円程度以上
 - ・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの
- ③第3種又は第4種漁港であること
- ④漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が②又は③に該当するものであること

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 （市町 1/2）

★ 留意事項等

機能保全計画の策定に係る期間：平成20年度～平成29年度にしたものに限り対象管理している漁港・漁場を複数まとめて1地区として事業を実施することが可能

★ 過去の事例等

若狹町「機能保全事業 常神漁港 地区名：常神地区」（R1～R2）
福井市「機能保全事業 大丹生漁港 地区名：大丹生地区」（R3）
南越前町「機能保全事業 河野漁港 地区名：河野地区」（R3～4）

漁村インフラの整備（漁村整備事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るため、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラ（漁業集落環境施設、漁港環境整備施設等）の強靱化等を推進する。

★ 対象とする要件等

事業対象施設

- ・ 調査計画事業
- ・ 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設
- ・ 漁業集落道
- ・ 緑地、広域施設（地域防災計画等に設定されている避難地 等）
- ・ 集落防災安全施設

採択要件

- ・ 対象集落要件：①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落
②漁業集落排水施設のみを整備する場合は、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が高い水域に面する集落
③防災関連施設のみを整備する場合は、緊急に地震防災対策の強化を図る必要性が特に高い地域に立地する漁港背後の漁業集落 等
- ・ 人口要件：対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であること。ただし、離島、辺地等の条件不利地域は人口50人以上5,000人以下の漁業集落であること
- ・ 事業費要件：総事業費は、3,000万円以上とする

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 50/100 県 20~25/100※（市町 25~30/100）

※漁業集落道（道路、附属施設）、水産飲雑用水施設（上水道普及率が100%となる場合）、集落排水施設（下水道接続率が事業完了後3年以内に80%以上となる場合）、防災安全施設、土地利用高度再編整備、地域資源利活用基盤施設、用地整備（排水処理施設用地）の新設・改良等の事業の場合

★ 留意事項等

事業実施主体が策定する「漁村インフラ整備計画」に基づいていること

海岸メンテナンス事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

海岸管理者（市町）

★ 事業の目的および概要

戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

★ 対象とする要件等

1) 長寿命化計画の変更

以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。

- ①既に策定されている長寿命化計画であって水門・樋門、陸閘等の施設の追加を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。
- ②既に策定されている長寿命化計画であって沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。
- ③既に策定されている長寿命化計画であって、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。

2) 老朽化対策工事

- ①長寿命化計画に基づく海岸保全施設が適切に管理されていること。
- ②維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
- ③老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急に老朽化対策を行う必要があると認められること。
- ④海岸メンテナンス事業計画が策定されていること。
- ②事業計画に位置付ける総事業費が、県事業にあつては50,000千円、市町事業にあつては25,000千円以上であること。

★ 財政支援措置

補助負担割合 国 1/2 （市町 1/2）

水産業競争力強化緊急施設整備事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備及びそれら施設に関連する旧施設の撤去を支援する。

★ 対象とする要件等

浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備を行う。

(受益戸数の要件)

受益戸数の要件については、原則1事業計画ごとに原則25戸以上とする。なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その受益戸数の総数をもって上記の受益戸数とする。ただし、個々の事業計画の受益戸数は5戸以上とする。

(事業費の上限)

1事業計画ごとに、原則として国費12億円を上限とする。また、1撤去施設ごとに、原則として国費1億円を上限とする。

(事業費の下限額)

1事業計画ごとに、原則として事業費5,000万円以上(施設撤去費を除く)とする。なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その事業費の合計をもって上記の事業費とする。ただし、個々の事業計画の事業費は500万円以上(施設撤去費を除く)であること。

(費用効果)

1事業計画ごとに、B/C算定1以上であること。

★ 財政支援措置

国 1/2以内 県 2/10以内

浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁港漁村 G ☎ 0776-20-0440

★ 事業主体

市町、漁業団体等

★ 事業の目的および概要

浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、浜プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する。

★ 対象とする要件等

地域水産業再生委員会が策定する「浜の活力再生プラン」に基づいて行われる以下の事業が対象

ハード事業

- ・ 漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備
- ・ 産業市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備
- ・ 産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去
- ・ 種苗放流、養殖関連施設の整備、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備
- ・ 漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備

ソフト事業

- ・ 漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等
- ・ 内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組
- ・ 災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用促進等を支援

漁港機能高度化目標については、地方公共団体が策定した国土強靱化地域計画の策定を交付要件とする。

★ 財政支援措置

国 1/3、4/10、1/2以内 県 2/10以内

水産業競争力強化緊急事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 漁業管理 G ☎ 0776-20-0435

★ 事業主体

漁業団体等

★ 事業の目的および概要

広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための浜の活力再生広域プランまたは漁船漁業構造改革広域プランを策定し、当該プランに基づく漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図る。

★ 対象とする要件等

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入

競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入

水産業競争力強化金融支援事業

漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、無利子・無担保・無保証人等でも融資が可能となるよう支援

水産業競争力強化漁港機能増進事業

漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備

漁業構造改革総合対策事業

不漁・脱炭素対策として長期的不漁や燃油削減に対応するための多目的漁船の導入等新たな操業・生産体制への転換、マーケット・イン型養殖業等の実証の取組

★ 財政支援措置

国 定額、1/2以内

★ 留意事項等

浜の活力再生広域プランまたは漁船漁業構造改革広域プランに基づいていること

水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 水産経営支援 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

漁業団体等

★ 事業の目的および概要

水産政策の改革により、持続的な漁業の実現のため資源管理が導入されることに踏まえ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、漁業者自らが策定した計画に基づき、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援することで地域の構造改革を図る。

★ 対象とする要件等

漁村地域で地域委員会を立ち上げ、地域の沿岸漁業者自らが適切な資源管理と収益性の向上を両立させた「地域水産業成長産業化計画」を策定し、各県単位の審査会の承認を受けることにより、その目標達成に必要な漁船、漁具等についてリース方式による円滑な導入を支援する。

- <承認要件>
- ・具体的な資源管理の目標を定めていること
 - ・5年以内に参画する漁業者の漁業所得を10%以上向上する目標（KPI）が実現可能であること
- <借受者要件>
- ・「地域水産業成長産業化計画」に参画する漁業者
 - ・55歳未満の後継者が確保されていること

★ 財政支援措置

国 定額、1/2以内

広域浜プラン緊急対策事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

広域水産業再生委員会
(漁業団体、市町、関係者からなる地域水産業再生委員会、県 等)

★ 事業の目的および概要

漁協の経営・事業改善の取り組み等を促進するための意欲ある漁業者の収益力向上・コスト削減等の実証的取り組みを支援する。

★ 対象とする要件等

- ・収入向上・コスト削減の実証的取組支援
策定した広域浜プランに基づく取り組みを具体的に進めていくために必要な活動

★ 財政支援措置

国 定額

水産多面的機能発揮対策事業

所管省庁等：農林水産省、水産庁

県主管課：農林水産部 水産課 流通・消費拡大 G ☎ 0776-20-0436

★ 事業主体

・活動組織（漁業者、地域住民等で構成）、市町

★ 事業の目的および概要

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。

★ 対象とする要件等

○水産多面的機能発揮対策事業（対策事業） 事業主体：活動組織

1. 環境・生態系保全

①水域の保全

藻場の保全等の活動を支援する。

②水辺の保全

内水面の生態系の維持・保全、漂流、漂着物の回収・処理等の活動を支援する。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援する。

※上記の1及び2に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援する。

○水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業（運営事業） 事業主体：市町

協定の締結・審査、活動組織に対する指導、活動の審査確認等に要する経費を支援する。

★ 財政支援措置

補助負担割合

対策事業 1 国 7/10 県 1.5/10 市町 1.5/10

対策事業 2 国 定額（資機材の整は1/2以内）

運営事業 国 定額 県 定額 市町 定額

★ 留意事項等

・地域の実情に応じて、漁業者、地域住民等の関係者から成る「活動組織」を立ち上げ、活動を行う場所の市町との間で協定を締結すること。活動期間は、原則として5年間とする。

★ 過去の事例等

R5実績 16活動組織（10市町）

実施内容：「藻場の保全」、「漂流、漂着物の回収」、「ヨシ帯の保全」、「内水面の生態系の維持・保全」「海の監視ネットワーク強化」

養殖業生産拡大支援事業

所管省庁等: 福井県

県主管課：農林水産部 水産課 水産経営支援 G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

養殖漁業者（企業・団体を含む）

★ 事業の目的および概要

養殖漁業を営むために必要な設備投資費を支援し、養殖業生産量と就業人口の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- 1 独立自営型
 - (1) 東日本信用漁業協同組合連合会の融資を受けること。
 - (2) 10年以上養殖業を営むこと。
- 2 企業型
 - (1) 10年以上養殖業を営むこと。
 - (2) 事業拡大を行う場合は新たに従業員を雇用すること。

★ 財政支援措置

事業費上限	対象事業 1	8,000千円
	対象事業 2	15,000千円
補助率	対象事業 1	県1/3、市町1/3
	対象事業 2	県1/4、市町1/4

★ 留意事項等

- 対象事業 1
- ・東日本信用漁業協同組合連合会の融資金返還に対して補助する。
 - ・養殖業に従事しなくなった場合、補助の返還（5年以内なら全額返還、5年以上10年以内ならば半額返還）。
- 対象事業 2
- ・養殖業を5年間継続した場合補助額の1/2を補助し、10年間継続した場合残りの1/2を補助する。

★ 過去の事例等

R4実績：独立自営型1件

実施内容：トラウトサーモン養殖

ICTを活用した内水面漁業活性化事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 水産課 水産経営支援G ☎ 0776-20-0437

★ 事業主体

漁業団体

★ 事業の目的および概要

電子遊漁券システムやドローン等のICTを活用した内水面の魅力向上につながる取り組みを支援することで、内水面漁場の環境整備と内水面地域への誘客促進により、内水面漁業の活性化を図る。

★ 対象とする要件等

- ドローン等を活用したカワウ被害対策
(1) ドローンを使った追い払い、テープ張り等の実施
- 電子遊漁券システムを活用した誘客環境の整備
(1) 危険箇所、進入路、駐車場等の分かる釣り場マップの作成
(2) 上記に付随した環境整備（進入路や案内看板等の整備）
(2) のみの実施は不可

★ 財政支援措置

補助率	対象事業 1	県 1/2 以内
	対象事業 2	県 1/3 以内

事業費上限	対象事業 2	1 漁業団体当たり 1,000 千円(県補助上限額 333 千円)
-------	--------	-----------------------------------

★ 留意事項等

- ・市町を通しての間接補助。ただし、管轄する地域が複数市町をまたぐ漁業団体、団体所在地と取組地域が異なる取り組み等により市町経由が難しい場合は、漁業団体への直接補助が可能。

★ 過去の事例等

R6実績：2件

- ドローン等を活用したカワウ被害対策：1件、
- 電子遊漁券システムを活用した誘客環境の整備：1件

林業・木材産業構造改革事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室 ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

県、市町、森林組合、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、林業者の組織する団体、木材関連業者の組織する団体、地域材を利用する法人等

★ 事業の目的および概要

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強かに推進する観点から、川上・川下を通じた経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と県産材の安定的な供給を目的とする

★ 対象とする要件等

- ①特用林産振興施設等の整備
- ②木材加工流通施設等の整備
- ③森林バイオマス等活用施設の整備
- ④木質バイオマス利用促進施設の整備
 - ・事業費500万円以上（①は300万円以上）
 - ・事業主体の地域材生産量や利用量等の目標が県の目標値の伸び率以上であること
 - ・施設の規模や性能が受益範囲、利用計画から見て適切であること

★ 財政支援措置

- ・補助率 国 1/2以内、1/3以内（各事業メニュー・実施主体により異なる）
- ・事業期間 昭和48年度～

★ 留意事項等

- ・施設整備等の一般的基準、施設別の上限建設費、その他施設ごとの基準・要件がある

★ 過去の事例等

- ・木質バイオマス供給施設（剥皮施設、木材破砕機等）
- ・木質バイオマス利用施設（木質資源利用ポイラー等）
- ・木材加工施設（木材乾燥機、プレカット加工施設、製品保管倉庫等）
- ・特用林産施設（植菌機、包装機、乾燥機等）

緊急森林整備事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくい型林業 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

県、市町、森林組合、選定経営体、地域材を利用する法人等

★ 事業の目的および概要

「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策」および「林業・木材産業循環成長対策」における国庫を財源として、県産材の安定的・効率的な供給体制の構築や利用拡大に向けた総合的な対策を実施することにより森林・林業の再生を図る。

★ 対象とする要件等

- ①山ぎわにおける間伐および間伐材の搬出に必要な路網整備
 - ・県が定める搬出先や作業道等の作設に関する指針の基準を満たすこと
- ②高性能林業機械の導入や木材の加工流通施設の整備
 - ・事業費500万円以上
 - ・素材生産量等の目標が県の目標数値の伸び率以上であること

★ 財政支援措置

- ・補助率 定額（10/10）、1/2以内（各事業メニューにより異なる）
- ・事業期間 令和7年度

★ 留意事項等

- ・一般的基準、上限建設費、その他施設ごとの基準・要件がある
- ・事業は単年度で完了することを原則とする

★ 過去の事例等

- ・間伐・林内路網整備（林業専用道（規格相当）、森林作業道等）
- ・高性能林業機械導入（プロセッサ、フォワーダ等）
- ・木材加工施設整備（木材乾燥施設等）

木とのふれあい施設づくり推進事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室 ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

県、市町、地方公共団体が出資する法人、政令で定める公共施設（※）の整備主体 等

※学校、老人ホーム・保育所等の社会福祉施設、病院・診療所、体育館等の運動施設、図書館・青年の家等の社会教育施設 等

★ 事業の目的および概要

木造公共施設で地域材の活用や新たな分野への利用促進を図り、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することを目的とする

★ 対象とする要件等

- ・施設の延べ床面積が300㎡以上であること
- ・床面積あたりの地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること
- ・施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切であること
- ・地域住民に対し木造公共施設の取組み状況や成果の普及PRを広く実施すること
- ・木材利用基本方針に基づく市町基本方針を作成していること
- ・原則として構造耐力上主要な部分に用いる製品はJAS製材製品に認定されたものを使用すること

★ 財政支援措置

- ・補助率 木造施設：国15%以内（CLT^(※)を活用する建築物などモデル性の高いもの：国1/2以内）
（※）Cross Laminated Timberの略称で、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料
- 木質内装：国3.75%以内
- ・事業期間 平成13年度～

★ 留意事項等

- ・整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板等）については、合法木材を使用すること
- ・施設整備等の一般的基準、上限建設費がある
- ・実施主体は木造公共施設に木製窓枠等木製設備やペレットストーブ等の導入を推進すること

★ 過去の事例等

- ・地区交流施設、保管庫、学校施設等

造林補助事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくい型林業 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

森林所有者、市町、森林組合等

★ 事業の目的および概要

森林の持つ公益的機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資することを目的とする。

★ 対象とする要件等

- ① 1 施工地当たり 0.1ha 以上
- ② 間伐、更新伐は、原則 1 申請あたり「1 0m³/ha 以上の搬出」が必要 等
- ③ 対象森林
森林環境保全直接支援事業：森林経営計画、特定間伐等促進計画 等
特定機能回復事業（森林緊急造成）：公益的機能別施業森林 等

★ 財政支援措置

- ・ 補助率 国：3/10 以内、県：2/10 以内
- ・ 事業期間 昭和 4 年～

県産材のあふれる街づくり事業（小学校児童用机・椅子導入支援）

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室 ☎ 0776-20-0449

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

県産材を使用した小学校児童用の机や椅子の導入に対して支援し、木にふれる機会の創出を通じた木の良さのPRおよび県産材の利用拡大を図る。

★ 対象とする要件等

県産材を使用した小学校児童用机・椅子の導入

★ 財政支援措置

- ・補助率 県1/3以内（机・椅子：上限15千円/セット）
- ・事業期間 令和2年度～令和7年度

★ 留意事項等

- ・県産材を使用した木製机・椅子に限る
- ・1台当たりの補助金の上限を定めている

森林資源利用拡大事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 県産材活用課 ふくい型林業 G ☎ 0776-20-0698

★ 事業主体

森林所有者、市町、森林組合等

★ 事業の目的および概要

低質材を中心とした森林資源を活用するため、搬出材積の多い間伐地について国の補助金に上乗せ支援するとともに、主伐で発生する枝葉等の搬出へ支援することで、県産材生産量の拡大を図る。

★ 対象とする要件等

- ①造林補助事業への上乗せ支援
 - ・ 施行地要件等は、造林補助事業に準じる。
 - ・ ha あたり 80m³ 以上の搬出。
- ②山ぎわ集落間伐促進事業への上乗せ支援
 - ・ 施行地要件等は、緊急森林整備事業の山ぎわにおける間伐に準じる。
 - ・ ha あたり 60m³ 以上の搬出。
- ③枝葉等搬出への支援
 - ・ 主伐および関連条件整備により発生する枝葉等であること。
 - ・ 木質バイオマスの安定供給に関する協定等に基づき搬出されるものであること。

★ 財政支援措置

- ・ 補助率 定額（搬出材積等による）
- ・ 事業期間 令和7年度～

林道事業

所管省庁等：農林水産省、総務省

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

林道を整備し、搬出間伐の促進や森林の適切な保全を図る。

★ 対象とする要件等

地域森林計画に記載された林道であること（PCB廃棄物処理、点検診断・保全整備を除く）

【 森林管理道 】

- ①利用効果区域面積 50ha 以上、全体延長 1.0 km 以上（過疎地域は 30ha 以上全体延長 0.8 km 以上）
- ②林道開設効果指数 0.9 以上

【 林業専用道 】

- ①利用効果区域面積 10ha 以上、全体延長 0.2 km 以上
- ②林道開設効果指数 0.9 以上

【 改 良 】

- ①開設後 5 年以上経過していること
- ②1 箇所の事業費が 900 万円以上
- ③利用効果区域面積 50ha 以上（過疎地域は 30ha 以上）

【 舗 装 】

- ①開設後 5 年以上経過していること
- ②1 箇所の事業費が 2,400 万円以上
- ③利用効果区域面積 50ha 以上（過疎地域は 30ha 以上）

【 林道施設 PCB 廃棄物処理促進対策 】

- ①昭和 41 年から昭和 49 年までの期間に塗装を行われたおそれがある林道施設

【 点検診断・保全整備 】

- ①林道台帳に記載のある橋梁・トンネル等
- ②保全整備は 1 箇所の事業費が 40 万円以上 900 万円未満

★ 財政支援措置

補助率 : 国+県 50%~70%（国、県の内訳は事業メニューにより異なる）

★ 留意事項等

林道の整備と森林整備を一体的に計画すること

★ 過去の事例等

野尻~千代谷線（池田町）、大野・池田線（大野市） 等

森林整備地域活動支援交付金事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林計画 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

[補助事業主体] 市町
[事業主体] 市町、森林所有者等

★ 事業の目的および概要

適切な森林整備の推進を通じて森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に必要な不可欠な地域活動を確保するための支援措置を講じる。

★ 対象とする要件等

- ①森林経営計画作成促進
森林経営計画を作成する森林における、計画作成に必要な森林情報（区域面積や林種など）の収集等
- ②森林境界の明確化
地域森林計画対象森林で境界が不明瞭な森林における、境界の測量（GPS等）
- ③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備
上記①、②の活動を実施する森林における、作業路網の簡易な改良

★ 財政支援措置

交付額限度： ①森林経営計画作成促進…8,000円/ha（共同計画等）、38,000円/ha（経営委託）、30,000円/ha（間伐促進） ※不在村加算14,000円/ha
②森林境界の明確化…45,000円/ha（境界測量）
※ICT技術加算17,000円/ha、精度向上加算10,000円/ha、不在村加算13,000円/ha
③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備…40,000円/ha
補助率： 国1/2 県1/4（市町1/4）

★ 留意事項等

地域活動を実施する旨の協定を森林所有者等と市町の間で締結すること

★ 過去の事例等

県内全市町において過去に当該事業の活用実績あり

ナラ類の集団枯損被害対策事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

カシノナガキクイムシによるナラ類の集団枯損被害の蔓延を防止するため、防除重点区域内において被害対策を実施し、広葉樹林の育成保全に資する。

★ 対象とする要件等

防除重点区域：被害市町に存すること

- ①保安林（水源涵養・保健）
- ②国県道に隣接する保安機能の高い森林
- ③自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺森林

駆除の事業規模は5m³以上とすること

★ 財政支援措置

補助率： 予防・駆除 国1/2、県1/4

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

予防：カシノナガキクイムシの発消長を考慮し、6月下旬頃を目途に対策を実施すること

★ 過去の事例等

大野市平家平（樹幹注入）

松くい虫被害総合対策事業

所管省庁等：農林水産省、林野庁

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林活用G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

松くい虫の森林被害を防ぐため、さまざまな防除・駆除手法を総合的かつ計画的に実施することで、被害の蔓延を防ぎ、森林資源の保全を図る。

★ 対象とする要件等

高度公益機能森林および被害拡大防止森林ならびに地区実施計画で定められた対策対象松林

★ 財政支援措置

補助率 : 被害調査 県 1/2
松林健全化促進 国 1/2、県 1/4
樹幹注入 国 1/2、県 1/4
特別防除・地上散布・特別伐倒駆除 県 3/4
伐倒駆除 県 1/2～3/4
樹種転換 県 2/3

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

薬剤散布：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月下旬頃を目途に散布を実施するとともに、2回目散布についても発生のピークを迎える6月中旬には完了すること

春伐倒駆除：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月末までに完了すること

秋伐倒駆除：乳剤は10月末、油剤は11月末に完了すること。12月以降にかかるものはくん蒸剤を使用すること

樹幹注入：2月末までに完了すること

★ 過去の事例等

福井市鷹巣海岸、坂井市東尋坊周辺、あわら市吉崎、勝山市法恩寺山有料道路、勝山市恐竜博物館周辺、高浜町青の松原等の松林

松くい虫被害特別対策事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林活用 G ☎ 0776-20-0443

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

自然公園区域内等の松くい虫の被害に対し、適期に適切な防除を実施し、松林の保全を図る。

★ 対象とする要件等

自然公園区域内等

★ 財政支援措置

補助率：地上散布・伐倒駆除・樹幹注入 県 1/2

★ 留意事項等

<適期防除の実施>

薬剤散布：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月下旬頃を目途に散布を実施するとともに、2回目散布についても発生ピークを迎える6月中旬には完了すること

春伐倒駆除：マツノマダラカミキリの初発日を考慮し、5月末までに完了すること

秋伐倒駆除：乳剤は10月末、油剤は11月末に完了すること。12月以降にかかるものはくん蒸剤を使用すること

樹幹注入：2月末までに完了すること

★ 過去の事例等

越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園等の松林

県単林道事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

林道、森林作業道で小規模な災害復旧、改良等を実施する。

★ 対象とする要件等

【 県単林道 】

- ① 開設：地域森林計画に登載されているもので、国庫補助事業に該当しない林道の開設事業
- ② 改良：利用区域面積 10ha 以上、1 箇所当りの事業費が 10 万円以上 900 万円未満の改良工事
- ③ 舗装：利用区域面積 10ha 以上、起点が公道と接続または連絡線形林道の舗装工事
- ④ 災害：全体計画延長 200m 以上、1 箇所の事業費が 10 万円以上の災害工事
- ⑤ 周辺整備：起点が公道と接続または連絡線形林道の周辺整備工事

【 作業道整備事業 】

- 幅員 3.0m 以下で区域内施業面積 0.1ha 以上の作業道（幅員 1.8m の軽作業道含む）の開設工事

【 作業道等機能強化事業 】

- 既設延長 200m 以上（計画含む）の作業道の改良・災害復旧工事

★ 財政支援措置

補助率： 県単林道 県 1/2
作業道整備事業、作業道等機能強化事業 県 3/10

★ 留意事項等

国の採択基準または査定基準に該当しないものに限る。

★ 過去の事例等

劔ヶ岳線（あわら市・坂井市）、尾花線（鯖江市）、奥越線（大野市） 等

小規模荒廃地治山事業

所管省庁等：福井県

県主管課：農林水産部 森づくり課 森林保全 G ☎ 0776-20-0445

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

治山工事を行い、小規模荒廃地の復旧および荒廃移行地の予防を図る。

★ 対象とする要件等

1箇所の工事費が50万円以上で、次の要件に該当するもの

- ①鉄道、道路（国道、県道）に被害を与え、または与えると認められるもの
- ②官公署、学校、病院の公共施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- ③農地1ha以上、溜池等農用施設または河川施設に被害を与え、または与えると認められるもの
- ④人家、神社、仏閣、墓地、市町が管理する道路等に直接被害を与え、または与えると認められるもの

★ 財政支援措置

補助率：県1/2

★ 留意事項等

国の採択基準または査定基準に該当しないものに限る

★ 過去の事例等

県内各市町にて当該事業を活用した復旧実績あり